

令和4年度 家庭教育委託講座実施要項

- 1 趣 旨 子育てをめぐる社会環境の変化により、若い親世代の育児に対する不安や迷いが増加している。そんな中、家庭における子育てや教育の問題について、同じ環境にある者同士が交流と学習をとおして、共に成長していくことを目的として開催する。
- 2 実施方法 委託事業
- 3 開設主管 政治、宗教、または営利を目的とせず、子育てについて継続的に学習活動している団体
- 4 運 営 実施主体で企画運営委員会を組織し、企画及び自主運営をする。
- 5 学習内容 家庭教育に関するテーマとし、講義形式やワークショップ形式などで学習する
例 ・ 幼児期のしつけについて
・ 幼児期の心の問題と家庭について
・ 幼児期の健康管理について
・ 子どもの人権について
- 6 実施回数 一講座につき2回以上
- 7 開設期間 委託契約締結日から令和5年3月31日まで
- 8 対 象 団体の会員、及び市民一般で親・保護者・家庭教育に関わる方
(定員超過の場合は市内に在住/在勤/在学の方を優先する)
- 9 委 託 料 一講座につき30,000円を上限とし、委託対象事業に直接必要な経費とする。
また、受講料(保育料等も含む)を受講者から徴収し、委託料と加算して講座運営費に当ててもかまわないが、利益が出ないものとする。
- 10 経費の用途 (1) 報償費(外部へ依頼する講師・助言者等への、保育謝礼など)
(2) 旅費(見学下見旅費、講師旅費など)
(3) 需用費
消耗品費(チラシ用紙代、事務用品、教材等)
印刷製本費(学習テキスト・まとめ誌印刷、コピー代、写真現像代など)
(4) 役務費
通信費(郵便切手代、電話代など)
保険料(傷害保険料など)
(5) 使用料及び賃借料(会場使用料など)
- 11 開 設 数 年度の予算内による。
- 12 委託団体の審査 (1) 指定した様式で団体が企画書を提出
(2) 募集期日後生涯学習課内で審査
(3) 募集期間中に開設上限数を超える申し込みがあった場合は抽選とする。
ただし、新規申し込みの団体を優先的に採用とする。
(4) 採用の可否に係わらず団体に通知をし、採用の団体からは申請書類を受け付ける。
- 13 開催委託の制限 次のいずれかに該当すると認められる場合には、委託を行わない。
(1) 公の秩序を乱し、あるいは善良な風俗を阻害するおそれのある時
(2) 政治、宗教または営利を目的とした催し等を行うおそれのある時

(3) 「生涯学習推進委託事業」の趣旨に反すると認められた時

14 関係書類について

(1) 委託団体審査に要する書類

- ① 事業企画書
- ② 収支予算書
- ③ その他参考資料（団体の規約、会則等）

(2) 講座開講前（講座内容審査後）に提出する書類

- ① 委託事業指定申請書（1号様式）
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 請書（3号様式）
- ⑤ 請求書（※原則として代表者・会の口座へ振込み）

※④、⑤は、指令書交付後に提出

(3) 講座終了後（20日以内）に提出する書類

- ① 委託事業実績報告書（4号様式）
- ② 事業実績報告書
- ③ 収支決算書
- ④ その他参考資料（領収書、支出に関する明細書など）

《問合せ先》 座間市教育委員会 生涯学習課 生涯学習係

住所 座間市緑ヶ丘1-1-1

電話 046-252-8472

FAX 046-252-4311